

検査の濃淡について

2005年3月

金融庁検査局

目次

- 業態別検査件数 3
- 業態別平均検査周期 4
- 検査周期と自己資本比率の関係 5
（12－15事務年度：地銀・第二地銀）
- 検査対象選定に当たり考慮する主な要素 7
（過去の国会答弁より抜粋）
- 検査頻度・範囲等に関する考え方 8
- 検証範囲を限定して実施した検査の例 9
- 検査深度に差を設ける検査の例 10
- 今後の方向性 11

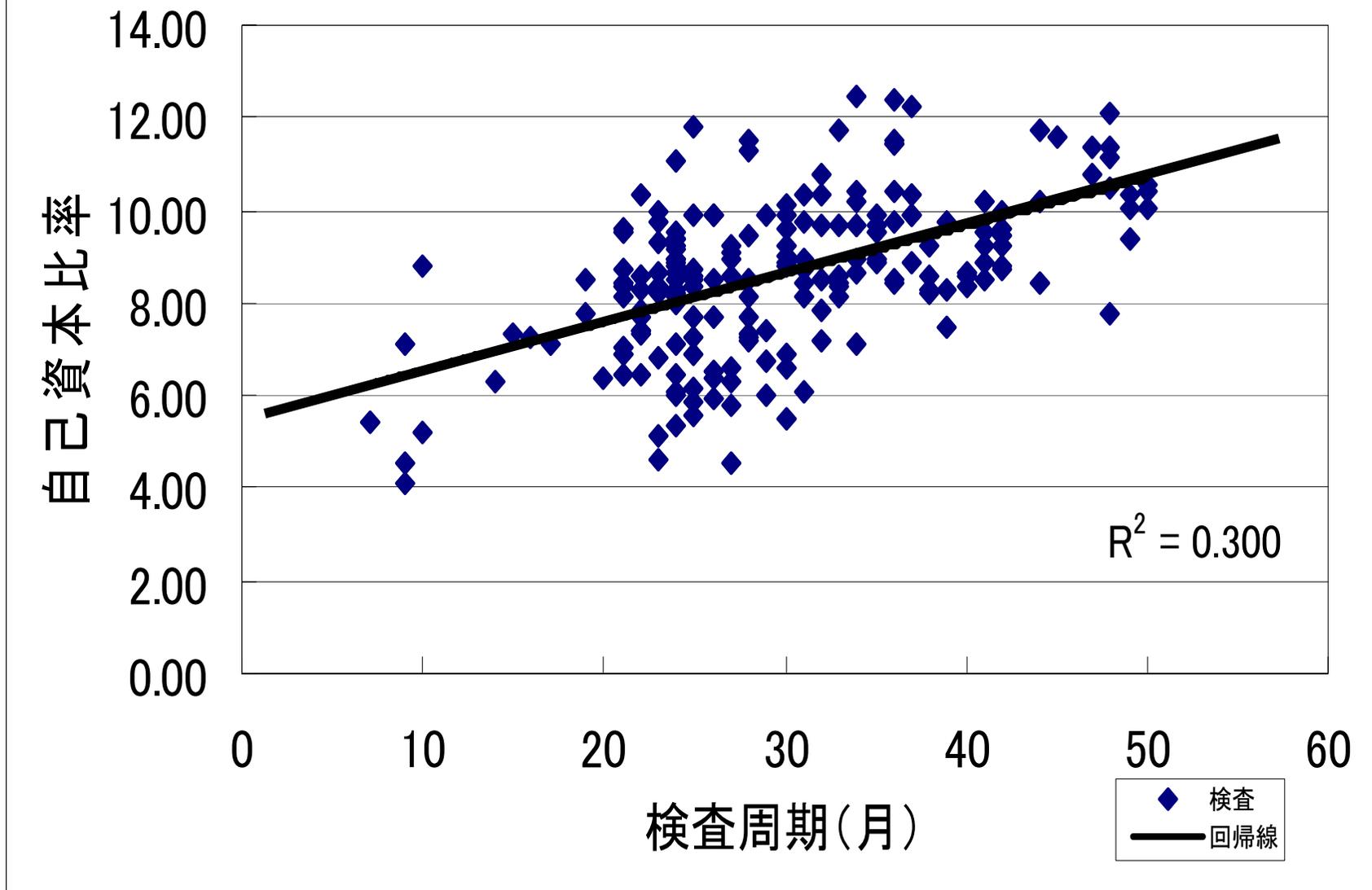
業態別検査件数

検査年度 業態	11	12	13	14	15
主要行等	3	8	12	11	12
地域銀行	35	37	57	53	50
信用金庫	244	74	193	117	120
信用組合	7	255	12	92	95

業態別平均検査周期

検査年度 業態	11	12	13	14	15
主要行等	2年3ヶ月	2年3ヶ月	2年5ヶ月	1年4ヶ月	1年0ヶ月
地域銀行	2年8ヶ月	2年4ヶ月	2年7ヶ月	2年9ヶ月	2年3ヶ月
信用金庫	2年4ヶ月	2年2ヶ月	2年2ヶ月	2年10ヶ月	2年2ヶ月
信用組合	—	—	1年2ヶ月	2年1ヶ月	2年10ヶ月

検査周期と自己資本比率の関係(12-15事務年度:地銀・第二地銀)



(注)検査周期についての分析

分析方法

- 分析対象： 検査対象となった地銀、第二地銀の平成12－15年度データ(延べ197件)
- 分析内容：検査周期と自己資本比率との相関度を回帰分析

検査対象選定に当たり考慮する主要素 (過去の国会答弁より抜粋)

- 各年度の検査対象の選定につきましては、もちろん各金融機関の経営状況、前回検査の結果、あるいは当局の人繰り、限られた人員の中でやっておりますので、そういったことを総合的に勘案いたしまして、個別に判断しているところでございます。

検査頻度・範囲等に関する考え方

○「新しい金融検査に関する基本事項について」(蔵検第140号平成10年3月31日)

早期是正措置の適用も念頭において、金融機関等の実態把握を的確に把握するため、金融機関等の経営実態に応じて検査頻度に繁閑をつけ、重点的・機動的な検査を実施する。

○「金融検査マニュアル」

金融機関において定期的な資産査定を含めた自己管理が行われることを前提に、その実態に応じて検査頻度や検査範囲についてメリハリをつけ、重点的・機動的な検査を実施する。

○平成16検査事務年度検査基本方針

検査マニュアルの下での検査の定着、金融機関を取り巻く環境への的確な対応等を考慮し、各金融機関のリスク特性等に応じてメリハリをつけた検査や特定のリスクに焦点を当てた検査など、より重点的かつ機動的な検査を実施する。

検証範囲を限定して実施した検査の例

- 資産内容の健全性に係る検査
- システム統合リスク検査
- 増資コンプライアンス検査
- 特定リスクターゲット検査
- 決済用預金導入に係る検査

検査深度に差を設ける検査の例

- 金融検査マニュアル(抄)

抽出基準については、被検査金融機関の規模、資産内容、前回検査の結果、検査人員、検査期間等を総合的に勘案のうえ、主任検査官が決定するものとする。

また、主任検査官は、被検査金融機関の資産内容に特に問題がなく、前回検査の結果が良好であると認められる場合には、検査の効率化の観点から、原則として債務者への与信額が5,000万円又は被検査金融機関の資本の部合計(会員勘定合計)の1%のいずれか小さい額未満の債務者については自己査定結果の正確性の検証を省略することができるものとする。さらに、これに加え、必要に応じ、抽出率を下げることができるものとする。

なお、主任検査官は、立入検査開始後においても、検査の実効性確保の観点から、必要に応じ、抽出基準を変更できるものとする。

今後の方向性

- 検査の濃淡は重要 ← 「官」から「民」へ
 - 金融機関の経営改善に向けた動機づけの必要性
 - 行政資源の有効活用の必要性
- 濃淡をつけるメルクマールのあり方
 - ← 「危機時」から「平時」へ
 - 資産内容に偏ることなく、コンプライアンスや経営管理等の要素も幅広く取り込む必要
- 以上を踏まえた評定制度が必要か